

別表
訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

通則

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第30号）第78条第1項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」と総称する。）の費用の額は、区分番号0-1により算定される額に区分番号0-2から5区分番号0-5までにより算定される額を加えた額とする。
- 2 前号の規定により算定する指定訪問看護の費用の額は、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等については、算定しないものとする。
- 3 区分番号0-1の注2、区分番号0-2の注2及び注3における届出については、届出を行う訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うものとする。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うものとする。

区分

01 訪問看護基本療養費（1日につき）

1 訪問看護基本療養費Ⅰ	
イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	5,550円
(1) 週3日目まで	
(2) 週4日目以降	
ロ 准看護師による場合	
(1) 週3日目まで	5,050円
(2) 週4日目以降	6,050円
2 訪問看護基本療養費Ⅱ	1,600円
イ 訪問看護基本療養費Ⅱ	
(1) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	4,300円
(2) 週4日目以降	
ロ 准看護師による場合	
(1) 週3日目まで	3,800円
(2) 週4日目以降	4,800円

注1 1について、指定訪問看護を受けようとする者（注2に規定する者及び注3に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の保険医又は介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の医師に限る。以下同じ。）から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）の保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、当該指定訪問看護を受けた者（以下「利用者」という。）1人につき、訪問看護基本療養費Ⅱを算定する日と合わせて週3日を限度（別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

2 については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者であって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設若しくは福祉ホーム又は同法前項第46条の規定によりお従前の例により運営をすることができることとされた同様に規定する精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対して、それらの者の主治医（精神科を標榜する保険医療機関の保険医に限る。）

から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師又は作業療法士（精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有するものに限る）が指定訪問看護を行った場合に、週3日を限度として算定する。

3 3については、指定訪問看護を受けようとする者であつて、同一建物居住者（当該者と同一の種類に居住する他の者）に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいふ。以下同じ。）であるものに対して、その主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者1人につき、訪問看護基本療養費（注1）を算定する日と合わせて3日を限度（注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対する場合を除く。）として算定する。

4 指定訪問看護を受けようとする者の主治医（介護老人保健施設の医師を除く。）から当該者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護の必要がある旨の訪問看護指示書（以下「特別訪問看護指示書」という。）の交付を受け、当該特別訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、注1及び注3の規定にかかわらず、1月に1回（別に厚生労働大臣が定める者については、1月に2回）に限り、当該指示があつた日から起算して14日を限度として算定する。

5 1及び3については、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注4に規定する特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を行った場合は、難病等複数回訪問加算として、所定額にそれぞれ4,500円又は8,000円を加算する。

6 2については、指定訪問看護の時間が3時間を超えたときは、3時間を超えた時間について、5時間を限度として、1時間又はその端数を倍数ごとに所定額に400円を加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して指定訪問看護を行った場合には、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。

8 利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一に規定する在宅療養支援診療所又は同表に規定する在宅療養支援病院の保険医に限る。）の指示に基づつき、訪問看護ステーションの看護師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、1日につゝ所定額に2,650円を加算する。

9 1及び3については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの看護師等が、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合には、長時間訪問看護加算として、週1日を限度として、所定額に5,200円を加算する。

10 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を行った場合には、乳幼児加算又は幼児加算として、1日につきそれぞれ所定額に500円を加算する。

11 1及び3については、同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、週1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定額に加算する。

0 2 訪問看護費理療養費		
1 月の初日の訪問の場合		
2 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	7,300円	2,950円
注 1月に12日までを限度とする。		
注 1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであつて、利用者に対して訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。		
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、利用者又はその家族等に対して当該基準に規定する24時間の対応体制又は連絡体制にある場合（指定訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、当該基準に係る区分に従い、月1回を限度として、次に掲げる額のいずれかを所定額に加算する。ただし、当該月において、当該利用者について他の訪問看護ステーションが次に掲げる加算を算定している場合は、算定しない。		
イ 24時間対応体制加算	5,400円	2,500円
ロ 24時間連絡体制加算	3,800円	4,300円
3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、指定訪問看護に關し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者に限る。以下この注において同じ。）に対して、当該基準に定めるところにより、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、1月に4日以上の指定訪問看護を行った場合には、重症者管理加算として、月に1回を限度として所定額に2,500円を加算する。ただし、特別な管理を必要とする利用者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者については、5,000円を加算する。		

四 複数名訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者

一人の看護師等による指定訪問看護が困難な利用者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 特別訪問看護料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者

ロ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

ハ 特別訪問看護料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

ト 訪問看護管理療養費の注3本文に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者

特別訪問看護料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

ハ 特別訪問看護料の施設基準等別表第八各号に掲げる者

ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

ト 訪問看護管理療養費の注3本文に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある利用者

ハ 特別訪問看護料の施設基準等別表第八各号に掲げる者